

第41回岡山地方裁判所委員会議事概要

1 開催期日

平成30年2月22日（木）午後3時

2 開催場所

裁判所大会議室

3 出席者

別紙第1のとおり

4 議事等

(1) 今回のテーマ（裁判所における障害者対応について）に関する意見交換

別紙第2のとおり

(2) 次回のテーマに関する意見交換

別紙第3のとおり

(3) 次回期日

平成30年6月29日（金）午後3時

(別紙第1)

出席者

委員	青	木	浩	平
同	有	本	耕	平
同	岡	田	雅	夫
同	鬼	澤	友	直
同	小	浦	美	保
同	斎	藤	寛	司
同	佐	藤	正	明
同	柴	田		真
同	寺	田	光	寂
同	平	松		博
同	前	川	真一郎	
同	松	島	幸	三
同	万	殿	純	子
同	善	元	貞	彦

(五十音順)

(別紙第2)

《今回のテーマに関する意見交換》

委員長

今回のテーマは先ほど地裁所長からお話がありましたように、裁判所における障害者対応ということで、ハード面とソフト面の両面から裁判所の現状をお聞きし、いろいろ意見交換をしたいと思いますと思っています。

また、意見交換をする前に庁舎の現状等について裁判所の担当者から説明をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【裁判所からの説明】

会計課担当者

資料に基づき説明（庁舎の現状について）

事務担当者

資料に基づき説明（要配慮者に対する人的対応について）

刑事部担当者

障害者対応機器の説明

委員長

先ほどのパワーポイントによる説明、それから今、実際に障害者対応機器を見せていただきましたが、施設面では若干の改善が必要な件がありそうですけれど、見る限り、至れり尽くせりの感じがしないでもないですが、もちろん、それでもお気づきになった点がありましたら御質問、御意見をいただきたいと思っています。

A委員

今、障害者の対応機器を拝見させていただいて、正直、これは充実した設備だな

と感じました。

例えば、支部でのこういった機器の設備状況といいたまいますか、原告あるいは被告がこういった障害者の場合にどういう対応をされているのかというのが分かりましたら教えてください。

事務担当者

支部においても、先ほどの私の説明でもありましたが、裁判所で民事事件があれば、訴状ですとか、答弁書ですとか、準備書面、調停であれば、そういった申立書で、当事者の方が障害を持たれてるというような情報が盛り込まれていることがございまして、そういった情報に接した場合に、以前は相手から連絡があるのを待つというような対応をしたこともあったのですが、現在はこちらのほうからこういった配慮が必要でしょうかといったところを当事者の方に聞いた上で、では、こういったところを配慮してくださいというような申出がありましたら、裁判所の施設の中でできるような対応をさせていただいているというところがございます。

本庁であれば、先ほど言ったような機器があるのですが、支部などの管内でそういった機器がないということであれば、そういった管内からの申出を受けて、先ほどあったような機器を管内に貸し出して、それで対応していただくということになります。

ですので、やはり、ある程度早目に情報収集をしないと、例えば、今日の今日ですぐ貸してもらえないかとか、明日、実はそういった必要があるんですけども、何とかしてもらえないかという、なかなか対応ができないので、やはり、こちらのほうとしては先ほどの説明にあったように、事前の情報収集を手厚くやっというふうなところで対応しているところがございます。

委員長

その点ですけど、そういう情報というのは偶然に入るのですか。それとも、どう

いう対応をされるか弁護士さんは入ってくださるんですよね。そのあたり、弁護士さんからも御意見いただければありがたいのですが。

B 委員

私は実際の事件として関わった障害者の方というのは、身体機能が落ちている方の事案だけでして、私の入っているビルは幸いエレベーターがありますので、それに対応ができました。

委員長

それなら、機器は要らないですか。

B 委員

ええ。意思疎通はもう十分にできる方でしたので、それ以外での経験はないですね。

C 委員

私は民事ではなく、刑事事件で被告人の方が高齢ではあるのですけれども、非常な難聴の方でして、裁判官のお話とか検察官の尋問が聞き取れないということがありました。

弁護人は、被告人と打合せをしてますので、それほど支障はなかったのですが、聞こえない場合、昔ですと補聴器を耳に当てるようなものがあったのです。

その次に、今度は先ほどやったような補聴器みたいなものがあったのですが、なかなか電波が乱れて聞き取りにくく、キーンと音がして、非常に支障があったのですけれども、今日のを体験したら自然な音でして、いつの間にこうなったのでしょうか。確か、1年ちょっとぐらい前にはなかったような気がしたのですけれども、今回のを見て、いつぐらいからこれがそろったのでしょうか。

それから、もう1個、実際、経験じゃないのですけれども、民事の場合で想定される心配なことは、視覚障害者がやって来られたとき、あるいは聴覚障害者でもいいのですけれども、第1回口頭弁論で代理人がついていないという場合に訴状の内容を果たして理解できてるんだらうかなということは、恐らく、裁判官の方が御苦労されてるんだらうなという気がしたんですけど、それはちょっと感想です。

委員長

裁判所は情報収集するという手段か何かあるんですか、そういうのはないですか、たまたま発見するというパターンですか。

事務担当者

今、私は事務局なんですけれども、裁判部のときの経験からすれば、やはり、一次的にはそういった書面に書かれてるようなところから察知するというか、見付けるというか、あとは先ほど、弁護士委員の方もおっしゃられてましたけども、書面上は出てないけども、この人が耳の聞こえにくい方ですのでとか、目が見えにくいですとか、そういった情報に接すれば、さらにちょっと情報収集をしているという状況でございます。

D委員

今は民事事件を担当してますけれども、刑事の場合は警察、検察で捜査を受けてから裁判所に来るので、そこから、大体、情報が入ることになると思います。

民事の場合は代理人がついておられるときには代理人からの情報がありますし、原則として代理人が来られますので、本人が来られるとき以外は特別な対応は必要ないということになります。

問題なのは御本人が訴えを提起されていて、代理人がついておられないというときです。

こういう場合には本人からの申出があれば、情報はすぐ入るのですけれども、そうでないときには先ほどから出てますように、いろいろアンテナを張って、できるだけそれらしいことがあれば、積極的に情報を収集するというようなことをしております。

まず、受付に相談に来ることが多いですので、先ほど紹介がありました訟廷にいろいろな情報が入ることになります。

これまでの経験ですと、例えば、難聴の御本人という事件がありました。

また、別の事件では代理人はついてるのですけれども、本人は目の不自由な方で、支援者も目の不自由な方がたくさん来られるというような事件もありました。

難聴の方のときには大きな声を出せば何とか聞こえるということで、法廷で大きな声を出して、本人に聞こえるように伝えました。

目の不自由な方の場合には、例えば、盲導犬と一緒にいいかだとか、車椅子で入れるかだとか、いろいろと調整をしたり、それから、裁判官が法廷に入りますと、一応、皆さん、立って挨拶をしていただくのですけれども、黙って頭を下げても分からないと言われてまして、何か声を出して合図をしてくれと言われて、確かにそのとおりということで、そういうような配慮をしたということがありました。

B 委員

先ほどの機器だと難聴の事例だと対応ができると思うのですけれども、本当に聞こえないという方の場合、そういう事例はないのかどうか、その事例でどうされているのかとかという問題、及びそういう方に対して尋問などをしなければいけない場合に、健常者の方であれば、普通に尋問調書を作れば、それで調書として成り立ちますけれども、そういう場合の調書はどうなっているのかというあたりを教えてください。

委員長

そのような場合とは、全く聞こえないというケースということですね。

C 委員

これも裁判員裁判で経験したのですけれども、被害者が全く聞こえない場合であり、手話をしました。ただ、難しいところは手話というのは言語ではないということでありまして、ですから、例えば、殺そうとしたとかというときは、実際には刃物を使ってないのだけれども、指で突くような動作をするので、そういう意味でいったら弁護団としては心証が悪くて、他の方法はないのだろうかということをおっしゃったのですけれども、それ以外にはないということで、手話にもいろいろなものがあるのでしょうかけれども、言語と全く同じではないというのを聞きましたので、ちょっとそういう意味でいうと、配慮を要することがあるのかなと思ってるのですが、大体、意思の疎通は手話でできました。

委員長

手話は裁判所にできる人が配置されてるのですか。

C 委員

いや、これは手話のできる方を複数名、大体、二人ぐらいおるのですけれども、神経がもたないで大体15分くらいで交代するのです。手話のできる方は、外部の方です。

E 委員

実に素朴な疑問なのですけれども、誰かがついていく場合にはそれは分かりやすいのですけれども、裁判所についていかない場合になると、積極的にこういうことがあればこうしてくださいというのを先に出すということはないのですか。

裁判所に来るに当たって障害者であるということを報告してくださいということ

はないのでしょうかね。

委員長

大分、話は違うのですけれども、私は、●●大学で仕事をしていますけれども、単位認定試験というのをやるときには事前にどういう補助的な器具が要るかということやそういう人たちに聞くことにしているのです。

今の質問の内容は、そういうことがないかということですよ。

E 委員

そういうことです。

刑事部担当者

一般的な事件の原告、被告、当事者の方とは違うのですけれども、裁判員候補者の方に対しては事前に選定をされて、呼出状をお送りするときに、当日、お越しいただけるかどうかというのを御質問させていただき質問票というのを同封させていただいて、それを御返送いただくように返送用の封筒をつけてお願いしているのですけれども、そこに何か配慮が必要な場合は御記入いただくということになっております。以前、耳の聞こえない方が候補者に選ばれて、結局、その方は、くじで裁判員にも選任されましたので、毎日、3人から4人の手話通訳士の方に来ていただいて裁判を進めさせていただいたという事例がございます。

委員長

今のは裁判員の場合のケースであって、民事の場合に事前にそんなのはありませんからね。さっきおっしゃったように、でも、いきなり来るといっても、電話で問い合わせたり、ここへ来たりして聞くわけですよ。そのときに何か対応策がないものでしょうか。

D委員

先ほど言いましたように、刑事の場合でしたら情報が入るということで、裁判所で一番多いのは言語ですね、通訳が必要かどうかというのが一番多いと思います。

民事の場合ですと、今、おっしゃったとおり、受付に来て、書き方の相談だとかの機会に情報収集して、何か手助けが必要かどうかということは尋ねていると思います。

ただ、皆さんが来られるというわけでもありませんでして、いきなり書面を送りつけて訴え提起という場合もありますので、その場合にはその書面の中からそれらしい情報があるのかどうか、あるいは何か電話がかかってきたら、その中でそれらしい情報があるのかどうか、そういうところから察知して積極的に聞いていくということになると思います。

委員長

法廷を開くときに連絡したりなんかするわけですよ。そのときにそういうことを尋ねるということはできないのですか。

D委員

おっしゃるとおりで、特に問題なければ、書面でやりとりで終わってしまうのですけれども、何か連絡事があれば、こちらから電話をしたりとかということもありますけど、最初は電話番号が必ず書いてあるわけではありませんので、書面でのやりとりで、何か連絡する必要があるれば、よければ電話番号を教えてくださいということで連絡を取るというようなことになると思います。

E委員

来られるときに、ついでに先に一緒に注意事項を書いた書類というのを送るとい

うことはできないのですか。最初から、結局、そういう障害があるときにはどういう対応をしますとか、それが向こうに通じているか、通じていないかということの確認とかはできないのですか。

D委員

おっしゃっているとおりかどうかわからないのですが、民事の訴訟の場合にはまず、最初のアクションは向こうからですので、訴えを提起して来られたら、こちらのほうがまた連絡をするということで、そこから始まりますので、訴えを提起する前に何らかの情報をということでお知らせするというのはちょっと難しいと思います。

E委員

裁判の内容という以前に、ここに来られるに当たっての注意事項的な形で、何かあったらこういうことの対応をいたしますということを先に向こうにお知らせしたらどうかと思うだけです。

D委員

広報的なものでしょうか。一般的に訴えを提起する皆さんに対してという意味でしょうか。

E委員

先ほど、書類を送られると言われたので、そのときに同じような中の内容についてきちんと書いたものを一緒に送られたらどうですかといった意味です。

D委員

一般的に、もし、そういう必要があればということをお皆さんに送るといって、そう

いう趣旨ですね。

E 委員

私もよく分からないのだけれども、裁判をされている対象者に対して書類を送られるわけでしょう。

委員長

今、おっしゃったとおりだと思います。

だって、分からないわけですからね。

だから、一般的にフォーマットをつくっておいてということになるんだろうと思いますね。

D 委員

そうすると、訴え提起があれば、その時点でもし、必要があれば申し出てくださーいというようなものを送ってはどうかと、そういう趣旨ですね。

今のところは特にそういうことはしてないと思いますけれども、確かにそういうことがあれば申出をしやすいかなとは思いますが。

ちょっとそこはまた裁判所も参考にさせていただきたいと思います。

委員長

今おっしゃった広報的などころでも考えられないかなという気がしますので、また御検討いただいたらいいと思います。

F 委員

聴覚障害のときですけど、難聴は大きくすれば聞こえると思うのですけれども、先ほどありました全く聞こえない方というのは、私どもの会社にもそういう社員が

いて、そういう対応を何度もいろいろな社員とやってきている中で、やはり、一番難しいのは全く聞こえない方かなと思います。

問題がないときには何ら問題がないのですが、やはり、少し問題が起こったときにはどうしてもコミュニケーションのずれというのが生じるということでもいつも困っていたというか、悩んでいます。

結局、先ほどの器具でいいますと、手記ボードとかというものは結局、そのときのコミュニケーションだけなら問題ないのですが、消えてしまうので、やはり、後になったときに普通の健常者でも言った、言わないということがあるのですけれども、そもそもの意図が通じてないケースが、こっちの思っていることがきちんと伝わらないまま話がどんどん進んでいって、どんどんずれた状態で終わってしまって、後で振り返ったら、私はそんなこと言ってないというようなことで、物すごくずれるということを何度も経験したので、やはり、記録として残るものも、全く聞こえない人というのはお互いが書いていったものをお互いで残して、確認をし合っていくというぐらいまではしておかないといけないのかなと思います。

それで、そういう人たちもふだんは問題ないと言われるのですが、何かあったときには必ずそこでずれてくるので、先ほどのじゃないのですが手話通訳も単語でしかないので、てにをはがないので、微妙な言葉がずれていたりとかしますので、ですから、手話通訳が来ても、手話通訳のレベルもいろいろあるみたいで、非常に分かりやすい人と、この人の通訳は分かりにくいと言われたこともありますし、だから、聴覚障害者ってコミュニケーションが非常に難しいなというのを感じていますので、その辺の工夫はもうちょっと要るのかなと思います。

G 委員

F 委員の会社の場合には、そういったずれが生じた場合にはどのように対処されているのですか。

F 委員

最終的には筆談です。

書いたものを記録して、相手に渡して、自分も持っておく、コピーをとって渡すというようなことをしていました。

それまでは常に私はそんなことは言ってないという話になるし、そのときにはその話はしてないということになって、結局、振り返るとずれてるんです。向こうが思っていることを私が伝わっていないし、こちらが伝えたこともきちんと伝わっていないところからずっと開いていくことなので、再度、書面で確認して、終わって、また次、またというような形をやっています。

G 委員

筆談のやり方は紙に書くのですか。

F 委員

紙に、もうひたすら何回でも書く。とにかく書いて、それを再度、コピーして渡すということをしております。

委員長

私、ちょっと、よく知らないのですが、速記官はどういうものを記録されてるのですか。例えば、そういう聴覚障害者の方が証人になった場合で手話であったりしたら、速記官はどういう対応をされるのかなと、素朴な疑問なのですが。

D 委員

私は手話の経験はないのですが、速記は原則として音声を逐語で残すという、あるいは、今、録音反訳もそうなのですが、音をそのまま文字に、そのまま直すということが原則だと思います。

ですから、手話だとそうはいかない。質問者の言葉は残るとは思いますけれども、返事がどうなるのかはちょっと経験がないですから。

委員長

どなたかお分かりになる方いらっしゃいませんか。これはちょっと難問ですからね。そういう場合の事件はどう処理したらいいのかちょっと疑問に思ったものだから。

C委員

感想を交えてのお話なのですからけれども、法と言語学会というのがありまして、そこでそういう情報が入ってくるのですけれども、結局、人間が話をしますよね。理解する場合に文脈を予想しながらしているのです。

ですから、恐らく、裁判所のほうで確認するとしても、最後は筆談だという場合でも、その文脈で理解したところを示してやるという格好になるのですよね。それがなかなか、恐らく、裁判の法廷の場でできるかという問題が、難しいのかなと。

実際、我々が例えば、訴状とか、準備書面とか作成しますけれども、それはやはり、そういった法律的な訓練を受けた人間がやっているのです、提出する前はかなり打合せをやってるし、文脈でこう来れば、こう来るだろうとやっているから、通常は比較的短い時間でできるのです。

それを書記官が法廷でやれとなったら、全く難しいのかなという気がするのですよね。

私も実は先ほど言った刑事裁判の打合せをするのですけれども、留置場とか、あるいは拘置所でやる場合には、40枚ぐらい筆談します。

それで、書いて、違うと言われたらまた書いて、オーケーだとマルねと言ってやって、おっしゃったようにこうでしたねって送って、いいですよというふうに戻っ

てくるのですよね。

そうしないと、例えば、罪状認否にしたって、いろいろな弁解にしたって、本当に確実なのは非常に時間がかかって、非常に不安に思いましたね。

だから、人と話す場合には仮説みたいに話を聞いて、あるいは記録を読んで、こ
うじゃないかという質問をしますよね。それで、反応を見て、修正しながら話しま
すよね。これが法廷でもできるかというのと、ちょっと、なかなか難しい点があるの
かないうのがありますね。

G 委員

手話通訳が入った事件は、私は直接は経験ないのですが、質問者が質問を
すると、手話通訳が手話で障害者の方に内容を伝えて、障害者の方は手話でそれ
に対して答えると、それを読み取った手話通訳の人が言葉に表しますから、その言葉
になった部分を速記化するというので、それはまさに外国語の通訳と一緒です。
外国語の通訳の場合には、もとの外国語のほうも録音して保存するようにはしてい
るのですが、手話の場合にその手話も保存してないのではないかとと思われるので、
その辺の問題はあります。

委員長

ここにちょっと大きな問題が残りそうですけれど、ほかに何か御質問、ハード面
は余り出てないのですけれど。

B 委員

これまでの議論で聞き逃してるだけかもしれませんが、先ほど2階で見せ
ていただいたような機器なのですけれど、これは裁判員裁判関係で整備されてい
るという注釈がついているのですけれど、それ以外でも事前に申し出れば使える
という理解でいいのかということと、あと、こういう機器が本庁には整備されてい

るということの広報はどこでどのようにされているのですか。

事務担当者

最初の質問につきましては、裁判員裁判用ということで整備されたということでございますが、特に裁判員裁判であるとか、刑事事件に限られるものではなくて、民事事件や裁判所の事務処理一般、例えば、地方裁判所ですけれども、家庭裁判所においてもその機器を使うことは差し支えないということで、そういった使用についての必要性があれば適宜、どこの係でも使用して差し支えないということになっております。

それから、そういった対応機器の広報ですけれども、これについては特に積極的にこちらのほうから広報しているという現状はありませんので、今後、検討していきたいと思っております。

G委員

地裁委員会の議事録をウェブサイトアップするだけで、これはかなり広報になっています。

委員長

障害者の方って施設に入っていらっしゃったり、あるいは運動団体だとか、いろいろな組織があると思うのですが、そういうところへ広報するというのもすごく大事なのではないかという気がしますけど、また御検討いただければと思います。

H委員

今日見せていただいたのは視覚とか、聴覚とか、四肢の障害というものだったと思うのですが、新しい庁舎だということもあると思うのですが、対応が進んでいるなという印象でした。

ただ、私が一番最初に想像していた障害者よりも大分、狭いような気はしました。例えば、どんなものまで障害というのかは分かりませんが、狭い場所だとパニックになってしまう人だとあの部屋はきついのではないかと考えたりもしました。

ただ、いろいろな障害があるからこそ、その都度対応するというような、全部に準備しておくことは難しいし、その都度対応するという柔軟性があつたほうがよりよいのかなと思うのですが、そうなってくると、でも、準備もいちいちじゃないけれども、何にでも対応できるような準備をするとすると、やはりお金もかかると思うのですが、お金はあるのですかという質問です。

委員長

確かに、障害者が関わるケースってそんなにたくさんあるわけじゃないですね。そうすると、コストパフォーマンスというのか、そういう点からも大丈夫かという御心配のクエスチョンだと思いますが、いかがでしょうか。

会計課担当者

お金の面は御心配いただきまして、本当にありがとうございます。

裁判所も国の予算であることには変わりなくて、三権分立ということではありますけれども、財布は国の予算と一緒にということで国の会計予算の中でやりくりしているというところがございますので、限りはございます。

施設のことをお話しさせていただきますと、全国で466施設ある中で、裁判所でさらに割り振られた予算をどう割り振っていくかということの中で、さらにその中で障害者対応にあてるといふ予算がどうなのかということは政策の中で考えられていくことですので、その他のものについてもあてることもありましようし、そこはなかなかどういう割り当てにすればいいのかということが一つの問題ですし、その中で岡山のほうで割り当ててもらえるという予算の中で工夫しながらやっていく

ということになるかと思えます。

今、H委員のほうでおっしゃっていただいたとおり、その中で障害についても、今日、御紹介させていただいた対応、障害でないというところにも対応ということについては、またどういったところについて対応していくかということも含めて、まさに今、おっしゃったようなところを考えながら予算を振り分けていかないといけないかなというふうに思っております。

今後、どういったことについて割り振っていくかということにつきましても検討させていただいて、考えさせていただければと思っております。

G委員

裁判所は裁判をやるのが使命でありますので、もちろん、事前の設備面での予算というのはいろいろ限りがあるかもしれないですが、目の前に障害者がいて、この障害を補わない限り、裁判ができないということで、裁判をしなくていいということには絶対になりませんので、必要と認められる限りは、それはすべからず予算は手配してくれるものだとか、すべきものだというふうに私は個人的に考えておりますし、そうじゃなければ、裁判ができないですから、裁判所が裁判できなかったら、もう、使命を全うできませんので、全て、そこが第一の条件であるということとは我々、頭に入れております。

C委員

先ほどのH委員ですね、今回、上がっている障害者以外の方が裁判に関わってきたときにどうしたらいいかということについては、一番いいのは代理人として弁護士をつけるということなのです。

それは費用はどうしたらいいかといって、実は、私、法テラスに関わっている者として、使ってもらいたいということではないのですけれども、そういう制度がありますので、代理人たる弁護士のほうですね、先ほど言いましたように、法廷に行

く前にいろいろなことを確認してもらって、こうであれば、こうですよということで、最終的に意思決定をしてもらって、法的なアドバイスを得た上で代理人と一緒に法廷に来てもらうということが一番かなと思います。

委員長

裁判所と弁護士会、それから関係の団体あたりとのコミュニケーションというか、そういうのをもうちょっと進めていただくとヒントが出てくるのではないかなということを感じましたので、一言申し上げておきます。

B委員

本庁と支部の実情についてお話をいただいて、やはり、当然、予算に限りがあるので、差が当然出てくるかと思うのですけれども、2階で見せていただいたような機器を支部でも導入するというのはなかなか厳しいなと思うのですけれども、だとすると、特に民事の場合はそういう運用が可能なのかなのですけれども、このケースの当事者はこういう障害があって、個別な配慮が必要なので、本来なら支部管轄であるけれども、本庁で審理してほしいという申出をすれば、回付などが認められるというのがあるのかどうかということで、どうなのでしょう。

G委員

要するに、支部で訴え提起されているというのは、それなりにその支部に係属するどちらかの当事者の利益になるはずですので、その当事者の利益と障害者の方の利益と、どちらを重視して円滑に裁判を進めるかという視点から回付を認めるかどうかを考えるということになると思います。

基本的に支部の事件であれば、もう機器を貸し出してでも、あるいは本庁が事務的な応援を出してでも支部でできる限りやるということが原則だろうとは思いますが、回付というのでも、どうしても、そういう選択肢を得ないと裁判ができな

いということであれば、そこは検討することになります。

B 委員

機器の貸し出しなども場合によってはあり得るのですか。

事務担当者

はい。

B 委員

弁護士会のほうで障害者関係の訴訟をよくされてる方がそういう訴訟の世話の方に実情はどうなんだと、裁判所の対応に不満な点などがありますかというふうに聞いてくださっていたのですけれども、その方いわく、裁判所の職員の方の対応はすごく親切だけれども、設備運用的に考えてほしいことがあるということだそうです。

私も内容をお聞きしまして、どこまでどうなのかと思うところはあるのですけれども、情報収集はしてもらった関係でちょっと御紹介をします。

中には障害者が関係する大規模訴訟があると思うのですけれども、その場合、結構、車椅子の台数が多いという事件もあろうかと思うのですけれども、エレベーターに各1台しか車椅子が乗れないので、法廷が2階だと結構、大変ですと。ケースによってはエレベーターを大きくはできませんでしょうから、1階は刑事で使っているでしょうから難しいかもしれませんが、1階の法廷は使えないのでしょうかというような意見がありました。

あと、これは先ほどのお話で、事前に情報提供があればいろいろな対応をしているという話もあったのですけれども、障害者用の駐車スペースが2台しかないのもっとそれ以外に優先スペース等でも位置づけて2個のスペースだけではふさがりこともよくあるというようなことで、もうちょっと増やせないものだろうかという

御意見がありましたので、御紹介しておきます。

委員長

今、駐車スペースのお話が出たので、よく障害者マークのところへそうでない人が結構とめますよね。そういうことに対してどう対応されているのかというのをちょっと聞きたいなと思い、付け加えて質問させていただきます。

G委員

実際、岡山地裁にもそういう方というのはいらっしゃって、困るということで、以前は、赤色のコーンを障害者スペースの真ん中に置いていました。そうすると、真ん中に置いていて、その障害者が実際に車で来たときにコーンをどかせないと駐車できないじゃないかという、弁護士会からの鋭い指摘がありまして、その後、いろいろ工夫した結果、コーンの位置を駐車の手がかりにならないように端っこに寄せてやったところ、今のところ、私が見ている限り、変な駐車は起こってなく、身体障害者の方の駐車も妨げないかなという結論になっております。

委員長

もう一つの質問ですけれども、障害者の方がたくさん来たときに2階の法廷ではなく1階の法廷を使用できないかという御質問があったかと思われませんが、いかがでしょうか。

G委員

本当に必要であれば、もちろん、考えますけれども、やはり、裁判員裁判が1階の法廷で行われて、そのたびに法廷を入れかえるというのは非常に当事者が迷ったりして困ることもありますので、事前に情報をいただければ、先ほど、事務担当者から御紹介したとおり、予備の駐車スペースも用意して、できる限り、職員総動員

して対応するという形を整えたいと思っております。

委員長

先ほどの機器の問題もありましたけど、施設の問題はこういう形でホームページで紹介されてるわけですよね。

ただ、目的のところへ達するまでに非常にややこしくて、分かりにくいという意見も聞いておりますので、その点はやはり改善の努力を引き続き、していただきたいなというふうに思っています。

E委員

素朴な疑問なのですが、庁舎の設備のほうで不備な点で、法廷の扉と書いてあったのですが、この庁舎も非常に新しい庁舎で、これも含めて、扉の問題が入ってるけど、この問題が出てきたのはいつ頃から出てこられたのか、それと、今の新しくできている庁舎のほうはこの問題に取り組んで議論進めてやってこられているのか、その辺はどうでしょうか。

委員長

改築の計画があるのかという趣旨ですか。

E委員

改築でなくていいのですが、いつ頃からこの問題が出てきたのかなと思えました。

会計課担当者

法廷の扉の問題につきましてですが、法廷の扉が廊下のほうに開く形の扉になっているというのは全国統一してそういう扉になっておりまして、これは新し

い、古いという問題ではないようでございます。

これにつきましては、聞くところによりますと、法廷については裁判官が審理に集中するために、法廷の中に入ると傍聴は自由になっておりますので、その傍聴の方が法廷の途中で入るたびに目に入るということで、集中がそがれる可能性があるというところで、法廷については外開きになっているというようなことを聞いたことがございます。

G委員

私もこの法廷の入り口の扉の問題が出たので、何でかなと考えてたのですがけれども、これは片開きの扉である限り、絶対に起こる問題で、法廷に入るときは不便だけれども、出るときは便利です。

だから、この問題を解消するためには全部、自動ドアにしくちゃいけないというけど、それはさすがにできないだろうと。

それで、やはり、法廷の中で何かが起こったときにすぐに出られるというような状況を確認することも必要だろうと思いますので、やはり、法廷の入り口は外開きかなというふうに、個人的には思っております。

委員長

確かにそうですね、おっしゃるとおり。ですから、車椅子の方を御覧になったらサポートをするという、それを考えるべきかもしれませんね。

G委員

受付の部屋はことごとく自動扉になってまして、それはかなり不特定多数の人が頻繁に出入りしますので、そういうことを配慮して、必要性が一番高いということで各受付は自動扉になっているというふうに考えております。

I 委員

いろいろ拝見させていただきまして、非常に設備がそろっているなというふうに感心いたしました。

弊社もいろいろ、耳の不自由な方とか高齢者の方が非常に御利用になられるケースが多いので、先ほど、音声の読み取りソフトといったものがあるというふうなことも教えていただきましたので、弊社のほうでも是非取り入れたいなというふうに参考になりました。

J 委員

裁判所の施設のほうも、ここの本庁は新しいようでございますが、いろいろと各支部、まだまだ問題が多いのかなということを感じました。

私どもも今日、皆さんからお聞きしました意見をもって、我々の活動にもつなげていきたいと思えます。

H 委員

ここで言う話ではないのかもしれませんが、法律もできましたし、お金も地裁の方が工面されるというよりはきちんとした予算がついてしかるべきだと思います。

(別紙第3)

《 次回のテーマに関する意見交換 》

委員長

次回のテーマについて御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

G委員

裁判所としましては司法行政部門にはなるのですが、最近、裁判所職員のリクルートに苦勞しているという現状があり、新しくフェイスブックを立ち上げたり、いろいろ説明会を開催していますので、そのリクルート活動の現状等を説明し、皆様からのアドバイスをいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

委員長

裁判所からそういう御意見が出たのですが、いかがでしょうか。

ほかにこういうのをやってほしいということがあれば、いろいろ議論したいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、次回のテーマは裁判所の職員の採用広報についてということで、裁判所からいろいろな資料を提供いただければと思います。